

市町村合併

3

当別町の将来を考える

6月号に続き市町村合併のことを考えてみましょう。
 今回「当別町市町村合併検討委員会」は「合併最終報告書」を作成しました。
 このなかでは、当別町は合併するしないを含めて合併問題を協議するための『合併協議会』の設置が必要であると提言しています。
 今月号は、同検討委員会が作成した「合併最終報告書」の主な内容をお知らせします。



②法定合併協議会 地方自治法に基づき、関係町村議会の議決によって設置されます。法定合併協議会には、関係町村長や議会の代表者、学識経験者、地域の経済団体の代表や住民の代表などで構成されます。

◎道内の動き
 道内では6月2日現在、3つの法定合併協議会と7つの任意合併協議会が設置されています。
 当別町の近隣市町村では、石狩

市、厚田村、浜益村が法定合併協議会を設置して協議を進めています。
 当別町、新篠津村と合併問題を研究している月形町は、空知中央地域任意合併協議会のメンバーとして空知地域での合併も検討しています。
 町村合併は、地域の在り方を再検討することで、当別町の将来像や市民の生活に大きな影響を与えます。国や道から合併を強制されるのではなく、自主的に私たちが判断する

■道内の合併協議会設置状況■

種類	構成市町村	備考
法定合併協議会	釧路市・釧路町・白糠町・音別町・阿寒町・鶴居村	6市町村 (H14.10.2 設置)
	石狩市・厚田村・浜益村	3市村 (H15.1.1 設置)
	生田原町・遠軽町・丸瀬布町・白滝村	4町村 (H15.5.14 設置)
任意合併協議会	江差町・上ノ国町・厚沢部町・乙部町・熊石町	5町 (H14.12.2 設置)
	新冠町・静内町・三石町	3町 (H15.1.23 設置)
	赤平市・滝川市・砂川市・歌志内市・奈井江町・上砂川町・浦白町・新十津川町・雨竜町	9市町 (H15.1.24 設置)
	日高町・平取町・門別町・穂別町・鶴川町	5町 (H15.2.18 設置)
	今金町・北檜山町・瀬棚町・大成町	4町 (H15.2.25 設置)
	和寒町・剣淵町・朝日町	3町 (H15.4.16 設置)
	岩見沢市・美瑛市・三笠市・栗沢町・月形町・北村	6市町村 (H15.5.21 設置)

I 検討委員会の『合併最終報告書』の内容

役場内部組織「当別町市町村合併検討委員会」(座長 谷本辰美助役)は、合併に関する国・道・他市町村の動向や財政見通し等に関する情報の収集を行い、今後の当別町の歩むべき方向などについて検討を重ね、6月に「合併最終報告書」を作成しました。

この主な内容は

住民に身近な行政の権限をできる限り地方自治体に移し、地域の創意工夫を促進し、住民主導のしくみを作るという取り組み、いわゆる「地方分権」が進められているが、地方自治体も行政財基盤を強化しなければこれに対応できない。
 本町は、どの行政分野で改革が必要なのか、今後の財政見通しや、行政サービスはどのようになるのか、結果として、当別町の特徴や特性を生かし、町民が望むまちづくりをどのように進めるのか、などについて、さらに詳細で具体的に町民や議員も加えた協議会として検討を行う必要がある。
 と報告されています。

このための方策は

- ◎膨大な事業の整理や課題の検討を進めるために、専門の事務局を設置。
 - ◎合併に関する各種検討を実施する予算を確保。
 - ◎当別町・月形町・新篠津村の3町村で国や北海道から人的、財政的な支援を得られる「合併に関する協議会」を設置。
- と提言しています。

II 『合併協議会』とは？

合併協議会は、合併を行うこと自体の可否も含めて合併に関するあらゆる事項の協議を行う組織です。
 町村が合併を検討するとき、新しい市町村の建設計画の策定や、合併に関する基本的事項である合併の形態や時期、首長や議員の任期や定数を含めて、国民健康保険、介護保険、ゴミ処理や環境対策、学校問題や商工業に係ることなど、さまざまな事務事業についての協議などは、一般的には関係町村による「合併協議会」の場で行われることとなります。

◎合併協議会の種類

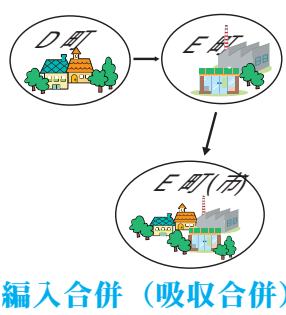
①任意合併協議会 関係町村長の合意によって設置されます。

ことが大切です。
 そのためにも合併協議会という組織を積極的に活用して、活発に議論されることが望まれます。

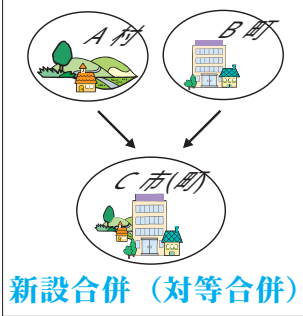
合併の基礎知識



市町村合併の検討を進めるうえで、合併形態を決めることは大変重要です。
 昨年9月号でもお知らせしましたが市町村の合併は、その形態で「新設合併(いわゆる対等合併)」と「編入合併(いわゆる吸収合併)」の2つに分けることができます。
 A村とB町がひとつになってC市(町)をつくるのが「新設合併」で、この場合関係市町村長や議会議員は失職し、新たに選挙が行われます。
 D町がE町に吸収される場合を「編入合併」といいます。編入されるD町の町長や議会議員は失職しますが、編入するE町の町長や議会議員はそのまま在任します。



■市町村合併の形態



■議員の定数在任に関する特例

合併特例法では、議員定数等の激変などに対処するため、合併パターンに応じて、在任期間を延長する在任特例と、定数の激変を緩和する定数特例を設けています。
 3町村で合併した場合の法定定数は26名となります。

	議員定数	人口
当別町	22人	20,778
月形町	15人	5,144
新篠津村	12人	3,940
合計	49人	29,862

※人口は平成12年国勢調査

合併問題に関するご質問、ご意見は企画部企画課(☎3-2393)までお寄せください。